

京都市告示第 96 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により，平成 24 年度の地籍調査事業実施計画を次のとおり変更する。

平成 25 年 4 月 16 日

京都市長 門川 大作

1 事業計画の変更が告示された日

平成 25 年 4 月 2 日（京都府告示第 189 号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

変更前後別	調査地域
前	上京区出水区のうち南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部，西院町の一部，櫛笥町，中書町，一丁目，二丁目，三丁目，浮田町，中村町，下丸屋町，田中町，十四軒町，分銅町，天秤町，東天秤町，西天秤町，金馬場町，田村備前町，尼ヶ崎横町，東神明町，西神明町，福島町，二本松町，弁天町，新御幸町，白銀町，坤高町，山本町，天秤丸町，秤口町，西辰巳町，東辰巳町及び南清水町
後	〃

4 調査期間

変更前後別	調査期間
前	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 3 月 29 日まで
後	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 6 月 28 日まで

（行財政局財政部財産活用促進課）